

## 埼玉県企業立地セールスシートデザイン・印刷業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

埼玉県企業立地セールスシートデザイン・印刷業務委託

### 2 目的

主に県外の企業に対し「首都圏の交通の要衝」「効率的なビジネスを展開できる環境」「安全・安心な企業活動の確保」といった本県の企業立地の魅力を PR する資料を作成し、本県の企業立地の促進を図る。

### 3 業務内容

- (1) 埼玉県企業立地セールスシートのデザイン作成に関すること（埼玉県企業立地課職員の名刺裏面デザイン作成を含む）
- (2) 埼玉県企業立地セールスシートの版下作成に関すること
- (3) 埼玉県企業立地セールスシートの印刷に関すること

### 4 デザインの基本コンセプト

受託者は次の事項に留意し、県との協議を踏まえ、セールスシートのデザイン、印刷を行う。

#### (1) デザイン

- ・埼玉県の優れた立地環境の魅力が端的に伝わるデザインとすること。
- ・文字だけではなく、写真、イラスト、図表等を用いてデザインすること。
- ・以下のデザインを含めること。

ア 「彩の国 埼玉県」

イ 埼玉県章

ウ コバトンのイラスト+「埼玉県のマスコット コバトン」

エ 企業立地サポート体制図（ワンチーム Rich 埼玉）

オ キャッチフレーズ「立地するなら埼玉へ」※表紙での掲載を想定

※ア～エの素材は県が提供する。

#### (2) 構成・レイアウト

- ・構成として以下の項目を含めることを想定しているが、これに限らない。  
表紙/企業立地実績/Saitama Merit（首都圏の交通の要衝、効率的なビジネスを展開できる環境、安全・安心な企業活動の確保）/ワンチーム Rich 埼玉/支援制度/問い合わせ先（オンライン相談窓口）
- ※（参考）埼玉県企業立地PR動画

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/ricchiportal.html>

- ・ A列3判（両面・4色刷）を2つ折りにしてリーフレットとして使用することを考慮したレイアウトとすること。

### （3）規格等

- ・ J I S規格S 0 0 3 3に基づき、色覚バリアフリーに配慮した配色とすること。
- ・ 印刷の際は次の内容に留意すること。
  - ア A列3判（両面・4色刷・マットコート紙・A判57.5kg以上）
  - イ インクは植物油インクを使用し、その旨の表示を印刷物へ行うこと。
  - ウ 用紙は再生マットコート紙の使用が望ましいが、調達が困難な場合は、できる限り古紙パルプ配合率が高い商品を使用するなど、調達可能なものの中から環境に配慮されたものを選択するよう努めること。
  - エ その他詳細については、デザインの納品後に「印刷仕様書」を作成し、決定することとする。

### （4）校正

文字校正2回、色校正1回とするが、県が校了と判断するまで校正を行う場合がある。

## 5 印刷部数及び納品方法

### （1）印刷部数

2,000部

### （2）納品期限

令和5年3月20日（月）

### （3）納品物

- ア 「埼玉県企業立地セールスシート」の印刷用版下データ（A I形式及びPDF形式）
- イ 本業務のために作成した素材データ（J P E G形式）
- ウ イを用いてデザインした埼玉県企業立地課職員の名刺裏面データ（J P E G形式）
  - ※アからウはCD-ROM又はDVD-ROMに格納して納品すること。
- エ 「埼玉県企業立地セールスシート」2,000部
  - ※エは2つ折りにしてリーフレットの形状で納品すること。

### （4）納品場所

埼玉県産業労働部企業立地課（本庁舎4階）

## 6 その他

- （1）成果品は、県ホームページ及び県主催セミナー、その他県の広報等で使用する。
- （2）本業務により作成された成果品及びイラスト等の著作権（著作権法第27条及び

第28条に規定する権利を含む。)は埼玉県に帰属する。ただし、受託者が本業務を受託する以前から所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

- (3) 受託者は、本業務により作成された成果品及びイラスト等について、埼玉県及び埼玉県から譲渡を受けた第三者に対して、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本業務を受託する以前から所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。
- (4) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議し、指示を受けること。
- (5) デザインの統一性、県との連携の一貫性を確保するため、デザイン作成業務は応募作品を作成した者が行うこと。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部企業立地課企業誘致担当

電話：048-830-3748